



耐震関係補助制度



昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、古い基準のため、その多くが現行法の耐震基準に適合していません。

自宅や親御さんのお宅はいかがですか。人が立っていることが困難な巨大地震がおきれば、古い木造住宅は倒壊する可能性が高いといわれています。

市では、住宅耐震化を推進するため、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を対象に補助制度を設け

ています。対象住宅を所有する人は、まず家の強度を知ることができる無料耐震診断の受診をお願いします。

なお、空家もしくは倉庫等として使用している場合や、補助金の交付決定前に請負契約および工事着手した場合は補助が受けられません。

その他詳細は市ホームページをご覧ください。建築課へお問合せください。

申問 建築課 建築係 (☎95-0128)

令和3年度住宅等に対する耐震関係補助制度概要

*すべて申込期限は12月末まで。予算がなくなり次第終了します。

概要		補助額等		備考(対象となる建築物の条件等)	
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。		市が行い、個人負担なし(無料)	在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下の木造住宅であること
	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。		いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3(一戸建、一戸建以外共通) ・延べ床面積(m ²)×延べ面積当たり単価×2/3(一戸建以外)	一戸建:補助限度額 1戸あたり8.9万円 一戸建以外:補助限度額 1戸あたり5万円、かつ1棟あたり160万円を限度 (*延べ面積によって単価が異なります)
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一般耐震改修	工事費と設計費:かかった費用(限度額120万円) *限度額のうち設計費の限度額10万円	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること
			段階的耐震改修	一段目 工事費:かかった費用(限度額60万円)	耐震診断において判定値が0.4以下である木造住宅を耐震改修工事により判定値を0.7以上かつ1.0未満とするもの
	二段目 工事費:かかった費用(限度額40万円)	1段目の耐震改修工事、または平成25年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅を総合判定の判定値または評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事			
非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一戸建の場合 ・34,100円×延べ面積×23% 一戸建以外の場合は別に定めあり	耐震診断において安全な構造でない判断されたもの 一戸建:補助限度額 1戸当たり100万円 一戸建以外:詳細についてはお問合せください		
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費:かかった費用(限度額20万円)	床面積は30m ² 以上であること 令和3年3月までに実施した耐震診断において判定値が1.0未満であること	
耐震シェルター等	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター:かかった費用(限度額30万円) 防災ベッド:かかった費用(限度額15万円)	申請時における年齢が満65歳以上であることまたは身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人であること耐震診断において判定値が1.0未満であること	
アスベスト対策	建築物	アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物のアスベスト含有の有無を分析調査する費用の一部を補助する。	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う費用(限度額15万円)	対象建築物:市内に存する建築物(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。)のうち、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材が施工されている恐れのある建築物	
ブロック塀等撤去	ブロック塀等	避難路沿道等または公共施設の敷地に面する該当ブロック塀等の撤去を行う場合に、ブロック塀等撤去費の一部を補助する。	いずれか低い額の2/3(限度額10万円) ・ブロック塀等の撤去に要した費用 ・撤去したブロック塀等の延長(m)×1.5万円	避難路沿道等または公共施設の敷地に面する道路からの高さ1m以上かつ組積造の部分が60cm以上のブロック塀等の所有者が、ブロック塀等の撤去を行う事業であること	
多世代住宅	住宅	昭和56年5月31日以前に建築された住宅(旧基準住宅)で、耐震化促進工事等を伴う多世代で居住するための住宅等の建築、リフォームを行う場合に費用の一部を補助する。	補助対象経費の1/3(限度額50万円)	【耐震化促進工事等とは】 ・耐震性の無い旧基準住宅を、耐震除却工事をして建築または耐震改修工事をしてリフォームする事業 ・一年以上使用していない空家を、除却工事をして建築またはリフォームする事業	
代理受領制度	その他	事業者(工事業者等)に補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領できる。	工事費用のうち補助金を差し引いた額を用意し、自己資金の負担を軽減	利用できる補助金は、下記の6つが対象(上記の■網掛け部) ・非木造住宅耐震診断 ・木造住宅耐震改修 ・非木造住宅耐震改修 ・木造住宅耐震改修 ・耐震シェルター等 ・ブロック塀等撤去	

*太枠は令和3年度新設事業です

